福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例のあらまし





平成17年10月

福津市



# 男女共同参画社会ってなんだろう?

人はみな平等であり、互いを認め、尊重しあうことが大切です。

女性だから、男性だからという理由だけで、差別的取扱いを受けたり、暴力を受けたり、 人としての個人の尊厳を侵すような社会であってはなりません。

日本国憲法では個人の尊重、法の下の平等がうたわれており、これまでも男女平等の 実現に向けた様々な取り組みが、着実に進められてきました。

しかし、現実の社会においては、男女間の不平等を感じている人もまだまだ多く、 なお一層の努力が必要とされています。

また、私たちを取り巻く少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に 対応していく上でも、男女がこれまでの制度や慣行にとらわれることなく、 一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で、対等なパートナーとして 協力しあうことのできる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

※「参画」とは、単に参加するだけでなく、自らの意思によって方針の組み立てや決め事などにも責任を持ってかかわることです。

# LABRE BULL BULL BULL BULL

#### 誰もが住みよいすてきなまちをつくるために、 いっしょに考えましょう!



	次
--	---

●男女共同参画社会ってなんだろう? ************************************	・職場のなかで	P15
●男女がともに歩むまちづくりを進めるために P3	・子どもたちのまわりで	P16
●条例の主旨(前文) P4	·言葉や表現を考えよう	P17
●基本条例の概要	●男女がともに歩むまちづくり基本条例(全文) ⋯⋯	P19
·7つの基本理念 P5		P21
·3つの責務 P12	●キーワード	P22
●考えよう!男女がともに歩むまちづくり		
·家庭のなかで P13		
·地域のなかで P14		





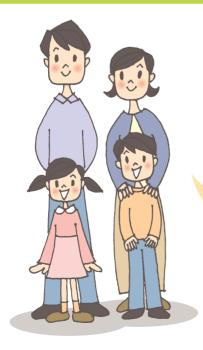


# 男女がどもに歩むまちづくりを進めるために

平成17年1月24日、旧福間町と旧津屋崎町が合併し福津市が誕生しました。 これにより新市「福津市」は、「男女共同参画宣言都市」として「福間町男女が ともに歩むまちづくり基本条例」を継承し、新たな一歩を踏み出しました。

福津市の「男女がともに歩むまちづくり」では、人間として一人ひとりが 自立し、平等であることを基本に、家庭で、学校で、職場で、地域で、 生涯を通じて誰もがのびやかに生き、参画できるまちづくりを進めています。





できるところから一歩一歩取り組んで、 一人ひとりが自分らしく輝けるまちを つくっていきましょう

#### 「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」

#### 前文

個人の尊重と両性の平等は、何にもまして最高の価値があり、 個人のみならず社会の豊かさを求めるためにも不可欠な事柄 です。我が国の憲法はもとより、「女子に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約」も、このことを高らかにうたっています。

しかしながら、現実には性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会の制度、慣行が未だに根強く残っており、両性の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因となっています。

このような状況の下で、少子高齢化が急速に進んでおり、それが社会に及ぼす影響は極めて大きいのです。

こうした現状を踏まえ、男女がともに自由に自らの生き方を選択でき、その選んだ価値を実現できるよう真摯に取り組む豊かな成熟した社会の実現を目指して、この条例を制定します。

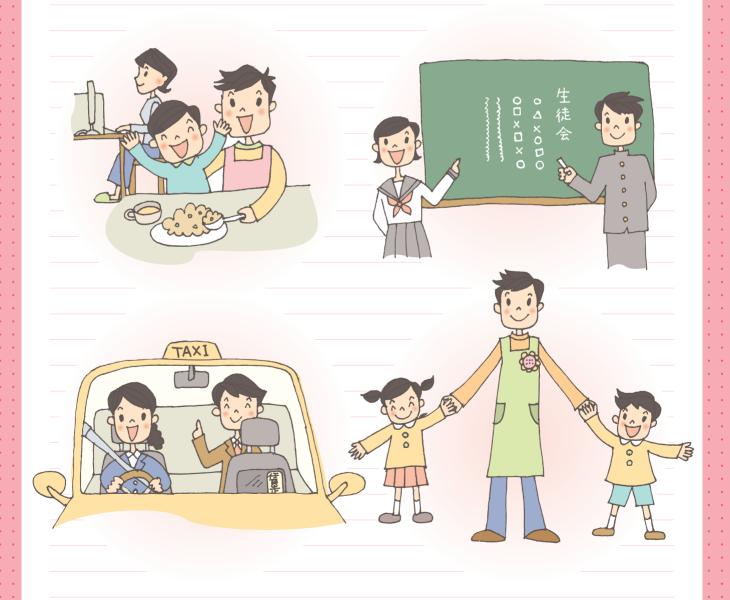






# 男女とも、お互いの個性と人権を 尊重するまちに

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であると間接的であるとにかかわらず性別による 差別的な取扱いを受けないこと、男女ともに個性が尊重 され能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の人権が尊重されるようにしましょう。



2

# 社会の制度や慣行に、縛られない、流されない

社会における制度又は慣行が、男女の社会における 活動の選択に対して及ぼす影響を、できるだけ中立なも のとするように心がけましょう。





3

# 女性も男性も政策や事業活動の方針決定に参画するチャンスを

市は、政策や方針の決定過程に、事業者等は、事業・活動の方針決定過程に、男女が社会の対等な構成員としてともに参画する機会を確保するようにしましょう。

# 営業政策会議



# 男女ともに家族的責任を持って、 充実した生活を

男女が、ともに家族的責任を持ち、相互の協力と社会の 支援を受けながら、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆ る場における活動に、対等に参画できるようにしましょう。





# 5

# 生まれもった性の違いを知り、お互い、生涯を通じた身体への心づかいを

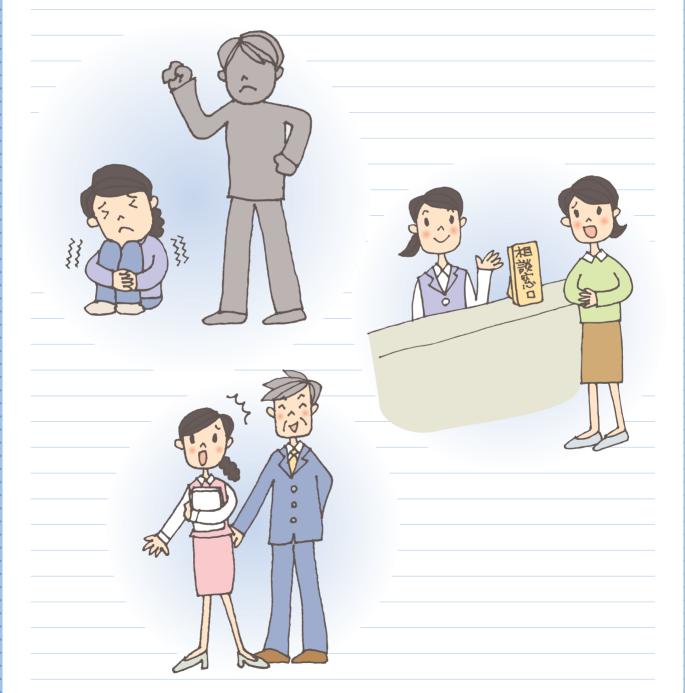
男女の対等な関係の下に互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重し合いましょう。





# 暴力や虐待、セクハラのない パートナーシップを

家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や 虐待、他の者を不快にさせる性的な言動(セクシュアル・ ハラスメント等)を根絶しなければなりません。



# 世界へ広く目を向けて、平等な社会へ

男女がともに歩むまちづくりは、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮しながらすすめましょう。





# 責 務

### 市の責務

- 男女共同参画を推進するために計画を立てて実行する
- そのために必要な仕組みづくりや財政上の措置などを講じる
- 市民、事業者等への啓発や学習機会を充実する
- 施策や方針の決定過程に、男女とも参画できる機会を確保する

### 市民の責務

- 男女がともに歩むまちづくりのために、家庭、地域、職場、学校など いろいろな場で、自立する意欲を持って、積極的・主体的に取り組む
- 市が実施する参画促進施策に協力するよう努める

# 事業者等の責務

- 事業活動を行うとき、男女共同参画社会を実現するため、積極的に 取り組む
- 男女が、家庭と就業や活動を両立できるよう、環境の整備に努める
- 市と工事請負などの契約を希望する場合、市に業者登録するときに、 男女共同参画の推進状況を届け出る



# 家庭 のなかで 考えよう

### よりよい家庭を築くために

「男性は仕事、女性は家事」など、性別によって家庭での役割を固定 化していませんか?よりよい家庭を築くために、どうすることが大切かを 考えてみましょう。



#### 家庭のなかで

#### ☑ チェックリスト

- □ 買い物や食事のしたくは女性の役割と決めつけていませんか?
- □ 洗濯や掃除など、家事が女性だけの仕事になっていませんか?
- □ 「妻は夫の言うことをきくものだ」と決めつけていませんか?
- □ 子育てが母親だけの仕事になっていませんか?
- □ 介護が女性の仕事だという考えが家庭内にありませんか?

なんでも家族全員で 協力することが 大切です。



### 地域の活動も男女いつしょに

自治会や育成会、ボランティアなどの身近な地域活動のなかで、リーダーはいつも男性、補佐的な役割は女性となっていませんか?性別にとらわれず、男女が対等に取り組むことが大切です。

**地域** のなかで 考えよう



#### 地域のなかで

#### ☑ チェックリスト

みんなが 参加できる地域活動に しましょう。

- □ 地域の活動のなかで、代表者は男性がなると決めてしまう傾向はありませんか?
- □ 実際に活動をするのが女性ばかりになっていませんか?
- □ 会合などで女性が発言しにくい雰囲気がありませんか?
- □ 性別にとらわれず、幅広い年齢層の人たちの意見が反映されたまちづくりを行っていますか?
- □ 地域の慣習やしきたりにとらわれすぎていませんか?

# **職場**のなかで考えよう

### 男女ともにいきいきと働こう

職場や社会において、性別で職業や役割を固定したり、男性が主導し女性が従うという傾向はありませんか?男女ともに個性やそれぞれの能力に合った職業や役職に就き、いきいきと働けるまちをつくりましょう。



#### 職場のなかで

#### ☑ チェックリスト

- □ 仕事の役割や地位が性別で固定されていませんか?
- □ 会議には男女ともに参加していますか?
- □ 研修や学習の機会が男性ばかりに与えられていませんか?
- □ お茶くみやコピーを女性だけにさせていませんか?
- □ 司会進行や機械操作は、男性だけに任せていませんか?

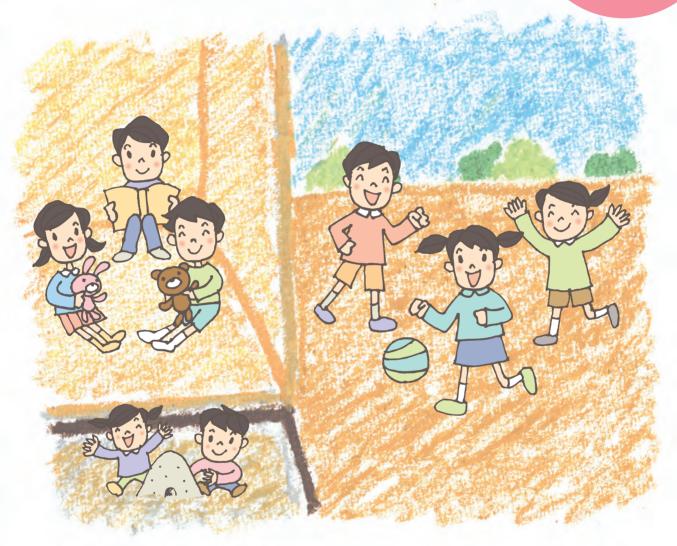
性別による優劣なく、 男女が平等に働ける 社会を目指しましょう。



### 子どもたちの個性を大切に

「女の子だから」「男の子だから」と枠にはめるのではなく、性別にとらわれず子どもたちの個性や自主性を尊重していますか?「こうあるべき」という固定観念を押し付けないよう気をつけましょう。

子ども たち のまわりで 考えよう



#### 子どもたちのまわりで

#### ☑ チェックリスト

□ 男の子は活発、女の子はおとなしいと決めていませんか?

□ 男の子には黒、女の子には赤のランドセルというように、持ち物の色を性別で分けていませんか?

□ 自分の好みの色や形の服・好きな遊具を選ばせていますか?

□ 男の子は理数系、女の子は文科系が得意という先入観はありませんか?

□ 名簿や席順に不必要な男女の区別や序列がありませんか?

子どもたちみんなが のびのび育つ環境を つくりましょう。

# 言葉や 表現 <sup>を考えよう</sup>

日常使っている言葉や表現も、ほんの少し意識して考えてみましょう。 これまでの長い歴史のなかで、いつのまにか私たちの日常生活に 浸透してしまって気づかなかったことが見えてくるかもしれません。

# 男のくせに、女のくせに

人の感情や性格は、 生まれたときから性別によって 決められているのでしょうか?

#### 女の腐ったの

優柔不断な男性をけなす 言葉らしいけど、 裏を返せば女性は優柔不断だって 決めつけているのでしょうか?

# うちの 主人が…

「主人」の対になる言葉は 「使用人」? 妻と夫は、対等な 関係のはずなのに?

# 男は度胸、女は愛嬌

男は強くないといけない、 女は愛想がよくないといけないって 決めつけられているように 感じませんか? ほめ言葉のつもり?

#### 職場の花

職場にいる若い女性のことを 指す言葉らしいけど、 花ってどういうこと なのでしょう? ただの飾りってことでは ないですよね?

#### 男泣き

女泣きとは言わないし、 聞いたこともないですね。 男の人だって泣きたいときは、 おもいきり泣いても いいですよ。



どうしてもその言葉や表現を使いたいとき、 もう一度、相手の気持ちを考えて、 他に適切な言い方がないか検討してみましょう。



## ・・・・・・・ 言葉のイメージ ・・・・・・・

#### あなたは、どんな印象を受けますか?

言葉は時代の流れに沿って変わりつつあり、現実をつくり変える力を持っているのではないか、と私たちは考えます。周りを見まわし、「必要以上に性別や役割を強調する表現は必要か?」という視点から、市民のみなさんといっしょに、見直したい言葉や表現について、よりよい表現ができないかを考えました。

こんな言葉や表現を…	例えば、こんなふうに…	考えるポイント	
保母·保父	保育士	法律上の表現が既に改められた言葉です。 正しい表現をしましょう。	
看護婦	看護師		
保健婦	保健師		
助産婦	助産師		
女社長·女子社員	社長·社員	   合理的な理由もなく女性冠詞をつけて女性	
女医	医師	を強調する言葉です。職業名や地位は、男	
女性議員·女性弁護士	議員·弁護士	性と同じ表現にしましょう。	
女流作家	作家	120,3030,000	
サラリーマン・OL	会社員	現実的には男性も女性も存在するのに、単語の意味は男性だけ、女性だけを示すものです。どちらの性別でも対応できる表現にしましょう。	
行政マン	公務員		
営業マン	営業社員・営業スタッフ		
カメラマン	写真家・撮影スタッフ		
オンブズマン	オンブズパーソン		
兄弟	兄弟姉妹・きょうだい		
父兄	保護者		
スチュワーデス	客室乗務員		
OB·OG	出身者		
美人キャスター	キャスター	職務や能力に無関係な容姿に触れた表現 が必要でしょうか。	
美人秘書	秘書		
ご主人・亭主	配偶者・夫・つれあい・パートナー	主従関係や役割分担をイメージさせるよう な言葉です。原則フルネームで表現するなど、 個人を尊重した表現に心がけましょう。	
奥さん・女房・家内	配偶者・妻・つれあい・パートナー		
嫁·婿	息子(子)の妻・娘(子)の夫		
舅·姑	夫(妻)の父・夫(妻)の母		
嫁ぐ	結婚する	家制度にとらわれた表現のように感じます。	
嫁にやる(もらう)			
婦人	女性	性別で対になる表現がない(男性にはない)	
未亡人·寡婦	夫をなくした人	言葉は、できるだけさけましょう。他に適切	
人妻	既婚者	な言い方がないか考えましょう。	

他にも、男らしい決断力や女らしい気配り、男勝り、女性ならではなど性別のイメージで個人の特性を決めつけるような言葉や表現はさけましょう。

#### ●上記以外にも、何気なく使っている言葉や表現がないか考えてみましょう。

特定の表現を禁止する、ということではなく「男性はこう、女性はこう」という偏った意識づけをしないことが大切です。男女共同参画の視点では、"男女の多様な生き方を認めることのできる社会を形成する"ために、どのような表現がより望ましいかを考え、より適切な表現に向けて工夫を重ねることが大切だと考えます。

#### 福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例(全文)

(平成17年1月24日福津市条例第90号)

目次

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 基本的施策等(第8条-第13条)

第3章 男女共同参画審議会(第14条:第15条)

第4章 雑則(第16条)

附則

個人の尊重と両性の平等は、何にもまして最高の価値があり、 個人のみならず社会の豊かさを求めるためにも不可欠な事柄です。 我が国の憲法はもとより、「女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約 | も、このことを高らかにうたっています。

しかしながら、現実には性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会の制度、慣行が未だに根強く残っており、両性の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因となっています。

このような状況の下で、少子高齢化が急速に進んでおり、それが社会に及ぼす影響は極めて大きいのです。

こうした現状を踏まえ、男女がともに自由に自らの生き方を選択でき、その選んだ価値を実現できるよう真摯に取り組む豊かな成熟した社会の実現を目指して、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福津市(以下「市」という。)における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「参画促進施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、性別にかかわりなく、全ての人が尊重され、認め支えあい、自分らしく心豊かに生活できる「男女がともに歩むまちづくり」の推進に資することを目的とする。

#### (定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に 参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経 済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、 ともに責任を担う社会をいう。
  - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間 の格差を改善するため必要な範囲内において男女のいずれ か一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
  - (3) 市民 住民登録にかかわらず、市に住む人、市で働く人、市で学ぶ人などをいう。
  - (4) 事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業や活動(以下「事業・活動」という。)を行うものをいう。

- (5) 審議会等 市の政策や方針について審議する機関で、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に規定す る附属機関及びこれに進ずる機関をいう。
- (6) クオータ制 審議会等の委員の数が、男女のいずれか に偏らないように、比率を定めることをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 市、市民及び事業者等は、男女共同参画社会の形成に関し、次の各号に掲げる事項を基本理念として、「男女がともに歩むまちづくり」を推進する。
  - (1) 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であると間接的であるとにかかわらず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女ともに個性が尊重され能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の人権が尊重されるよう行わなければならない。
  - (2) 男女共同参画社会の形成にあたっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して 及ぼす影響をできるだけ中立なものとするように配慮しなければならない。
  - (3) 男女共同参画社会の形成にあたっては、市は、政策や方針の決定過程に、事業者等は、事業・活動の方針決定過程に、男女が社会の対等な構成員としてともに参画する機会を確保するようにしなければならない。
  - (4) 男女共同参画社会の形成は、男女が、ともに家族的責任を持ち、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における活動に、対等に参画できるよう行わなければならない。
  - (5) 男女共同参画社会の形成は、男女の対等な関係の下に互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重し行わなければならない。
  - (6) 男女共同参画社会の形成にあたっては、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動を根絶しなければならない。
  - (7) 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮して行わなければならない。

#### (市の責務)

- **第4条** 市は、基本理念にのっとり、参画促進施策を総合的かつ 計画的に実施しなければならない。
- 2 市は、参画促進施策を実施するため、必要な条例上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 3 市は、男女共同参画社会の形成の促進について、市民、事業者等の理解が深まるよう、必要な啓発活動や学習機会の充実などに積極的に努めなければならない。
- 4 市は、審議会等を設置するにあたり、条例等にクオータ制を規定するなど、男女がともに、政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保しなければならない。

5 市は、参画促進施策を実施するにあたり、国、他の地方自治 体及び関係団体との連携に努めなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、自立する意欲を持って、積極的かつ主体的に取り組むとともに、市が実施する参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者等の責務)

- 第6条 事業者等が事業・活動を行うにあたっては、基本理念に のっとり、男女共同参画社会を実現するため、積極的に取り組 むとともに、市が実施する参画促進施策に協力するよう努めな ければならない。
- 2 事業者等は、男女が家庭と就業や活動を両立できる環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者等が市と工事請負などの契約を希望し業者登録をする場合は、男女共同参画の推進状況を届け出なければならない。

#### (男女がともに歩むまちづくり推進モデル)

第7条 市長は、前2条の規定による責務を顕著に遂行している 市民、事業者等に対し、第3章に規定する男女共同参画審議 会の意見を聴いて、「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」 として推奨することができる。

#### 第2章 基本的施策等

#### (基本計画)

第8条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を図るため、基本的な計画(以下「計画」という。)を策定し、総合的かつ計画的にこれを推進するものとする。

#### (年次報告等)

- **第9条** 市長は、参画促進施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 2 市長は、毎年、前項の報告書に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して、講じようとする参画促進施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出するものとする。

#### (相談窓口の措置)

- 第10条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を阻害する問題の解決を図るため、相談窓口を置くものとする。
- 2 市は、前項の相談を受けた場合、他の関係機関等と連携し、 必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (調査研究)

第11条 市は、参画促進施策の策定などに必要な調査研究を 推進するよう努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互連携協調を円滑に図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (事業者等に対する支援)

第13条 市は、事業者等が男女共同参画社会の形成の促進に 関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な 措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第3章 男女共同参画審議会

#### (男女共同参画審議会)

- 第14条 男女共同参画社会の形成を図るため、福津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。
- 2 審議会は、この条例に定める事項のほか、計画の推進状況を 点検、評価するとともに、市長の諮問に応じ、男女共同参画社 会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要 事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

#### (組織等)

- 第15条 審議会は、市長が委嘱する10人以内の委員で組織する。 ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10 分の4未満であってはならない。
- 2 審議会の委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会の委員は、再任されることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

#### (委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年1月24日から施行する。



# 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日公布、施行)

この法律は、男女共同参画社会の実現が21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、 その基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明確にしていくことをねらいとします。

### 基本理念

基本理念として、国、地方公共団体、国民が取り組みを進めるうえで、 基本とすべき考え方を次の第3条から7条で明示しています。

#### 男女の人権の尊重

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることをの他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### 社会における制度又は慣行についての配慮

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすこと等により、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### 政策等の立案及び決定への共同参画

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### 家庭生活における活動と 他の活動の両立

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### 国際的協調

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。



### 責 務

基本理念に基づいて、以下のような国、地方公共団体、国民の責務を定めています。

#### 国の責務

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(※積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### 地方公共団体の青務

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 国民の責務

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

このように、男女共同参画社会を実現するための基本事項として、国、及び都道府県に対して 男女共同参画基本計画の策定を義務づけるとともに、市町村の基本計画の策定を努力義務として課しています。

#### 男女がともに歩むまちづくり



#### 男女共同参画

人権尊重の理念を社会に根づかせ真の男女平等の達成を目指す概念であり、とりわけ、男女があらゆる分野の政策·方針決定の場に平等(同等)に参画することを重視する。

#### セクシュアル・ハラスメント

性差別の具体的な現われとして職場や学校で起きる性的いやがらせを指す。相手の意に反した、性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触、性関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示等が含まれる。

#### ドメスティック・バイオレンス

夫(パートナー)や恋人からの暴力。広義では、女性、 子ども、高齢者等、家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、 心理的虐待、基本的ニーズの剥奪、性的虐待」を示す。

#### ポジティブ・アクション

過去における社会的構造的な差別によって現在不利益を被っている集団(女性や人種的マイノリティ)に対し、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等の実現を目指す暫定的な措置。

#### クオータ制

ポジティブ・アクションの手法の1つで、審議会等の 委員の数が、男女のいずれかに偏らないように、比率を 定めること。

#### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康/権利)

「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考え方。1994年の国際人口・開発会議において提唱され今日個人、特に女性の人権の1つとして認識されるにいたっている。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが望まれて健康に生まれ育つこと等が含まれている。

### ジェンダー

社会的、文化的につくり上げられた「性差」をジェンダー(Gender)という。「男らしさ」「女らしさ」など、人々の意識の中に根づいた後天的な「性差」のことで、染色体や遺伝子、解剖学上の特徴による生物学的な性(Sex)と区別して用いる。

#### 性別役割分業

女だから、男だからという性別を根拠に割り振られた 男女の役割をいう。「男は仕事、女は家庭」など、ジェンダーから派生している部分が大きな比重をしめている。

#### エンパワーメント

「力(パワー)をつけること」をいう。自分自身の生活と人生を決定する権利と能力をもち、社会的、経済的、政治的、意志決定過程に参画することを意味する。



#### 発 行/福津市

問い合わせ/福津市総合政策部 男女共同参画推進室

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1-1 TEL (0940)43-8116(直通) FAX (0940)43-3168 URL http://www.city.fukutsu.lg.jp/ E-mail danjo@city.fukutsu.lg.jp

